

春日部市補助金ガイドライン

令和4年12月



春日部市

目次

はじめに.....	1
1 補助金について.....	1
(1) 補助金の性質.....	1
(2) 補助金の現状と課題.....	2
2 補助金の設置と評価について.....	2
(1) 補助金の設置について.....	2
(2) 補助金の評価について.....	2
(3) 補助金の設置・評価基準について.....	3
(4) 補助金設置・評価基準の考え方と対応.....	4
①公益性.....	4
②必要性.....	5
③有効性.....	5
④透明性.....	6
3 情報公開について.....	7
4 補助金ガイドラインの改訂について.....	7
(参考1) 見直し規定の設定例.....	8
(参考2) 補助金行政評価シート.....	9

はじめに

補助金は、本市が掲げる総合振興計画を推進していく上で重要な役割を担っていますが、一方で、長期化・固定化の傾向があり、本来の目的や支出の必要性、効果については毎年度評価し、適宜見直しを行う必要があります。

本市では、補助金の適正かつ効率的な執行を行うため、平成26年10月に補助金の見直しに関する統一的な方針「春日部市補助金見直し方針」を定め、行政改革審議会の調査審議を受けながら、徹底した補助金の見直しを行ってきました。

この取組では、本市の補助金の透明性を高めるため、毎年度「補助金の公益上の必要性」と「補助金支出の具体的な効果」を評価し結果を公表するとともに、この取組が形骸化しないよう、定期的に見直しが図られる仕組みづくりを行いました。

本ガイドラインは、これまでの補助金見直しの取組を基礎とし、高い透明性の下、より一層時代の変化に対応した補助金制度とするため、補助金に関する基準や評価方法について定めるものです。

1 補助金について

(1) 補助金の性質

補助金とは、広義には国から地方公共団体若しくは民間に対し、又は地方公共団体から他の地方公共団体若しくは民間に対し、交付される現金的給付のことで、地方自治法第232条2において、「その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」とされています。

また、補助金の性質としては一般的に以下のことが挙げられます。

- ①相当の反対給付を受けないものであること。
- ②交付を受けた相手方が利益を受けるものであること。
- ③交付された金銭について用途が特定されるものであること。

(ぎょうせい「新自治用語辞典」より)

一方で、補助金はその原資が税金であり、補助金の交付によってもたらされる効果検証や適切な交付事務も重要となります。

これらのことから、補助金の交付には、「公益性」、「必要性」、「有効性」、「透明性」が求められると言えます。

なお、「奨励金」、「助成金」等については、「補助金」と明確な違いはなく、その実質が補助金と同様の性質であることから、「補助金」として捉えます。

(2) 補助金の現状と課題

本市では、平成26年度に補助金見直し方針を策定以降、全庁的な補助金見直しを行ってきました。その結果、補助金見直し対象となった補助金62件のうち、補助金見直し基準に該当する項目の合計は、平成26年度当初の244件から令和3年度末時点では65件となり、補助金の見直しが進みました。

今後は、各課において、「公益性」、「必要性」、「有効性」、「透明性」の観点から行政評価を行い、高い透明性の下、より一層時代の変化に対応した補助事業を実施するとともに、新たに設立する補助金についても、統一的な基準に基づき、制度内容を検討する必要があります。

2 補助金の設置と評価について

(1) 補助金の設置について

補助金の設置は、市の推進に関する重要な政策であることから、原則、新たな補助金の設置の際は政策決定のための審議を行うこととします。

(2) 補助金の評価について

毎年度、担当課が補助金行政評価シートを用いて検証します。

補助金行政評価シートによる評価の対象となる補助金は以下のとおりです。

【補助金行政評価シートによる評価の対象となる補助金】

補助金区分		内容	対象
1	団体運営費補助金	公益性のある団体等 [*] の運営に必要な基礎的経費を補助するもので、用途が限定されていない補助金	対象
2	事業費補助金	特定の目的を持った事業に補助するもので、用途が限定されている補助金（利子補助金や助成金・奨励金等を含む）	対象

3	制度的補助金	国、県等の制度に基づく補助のうち、補助率等を市で決定できる補助金	対象
		国、県等の制度に基づく補助のうち、補助率等を市で決定できない補助金	対象外
		市が条例等により定めた基準に基づく補助金	
4	扶助費 (歳出予算に係る節の区分中「扶助費」から支出される経費)	社会保障制度の一環として、生活困窮者、身体障害者等に対してその生活を維持するために支出される補助金	対象外
5	臨時的補助金	国、県等からの臨時的な交付金により実施する補助金	対象外
		特定財源が10/10の割合で充当される助成事業を含む	

※団体等…法令等により設置が義務付けられる団体のほか、企業や任意の団体も含む。

(3) 補助金の設置・評価基準について

補助金の設置及び評価の基準は、以下のとおりです。

【補助金設置・評価基準】

観点	補助金設置・評価基準
公益性	ア 補助事業の目的・補助内容、期待される効果は明確か
	イ 同種の事業・活動を行っていないながら、一方では補助金の交付を受けていない団体等が複数存在し、公平性に問題がないか
	ウ 本来行政が行うべき事業を団体等に行わせ、補助金として支出していないか
必要性	ア 交付先団体の決算において、余剰金が補助金額を超えていないか
	イ 現在の社会経済情勢に照らして、実施の必要性や補助事業に対する社会的ニーズはあるか
有効性	ア 団体運営費補助金ではなく、事業費補助金か

	イ 補助金交付要綱に終期を明示しているか
透明性	ア 補助金交付を受ける団体が、他の団体へ補助金を支出（再補助）していないか
	イ 補助対象経費に占める補助金の割合が2分の1以内か
	ウ 市の総合振興計画に掲げる施策と整合性が図れているか
	エ 補助金交付要綱において補助対象外経費を設定しているか、又は、補助対象経費を明確に設定しているか
	オ 補助金の支出用途を詳細に把握しているか
	カ 市担当課が交付先団体の事務局を担当していないか

(4) 補助金設置・評価基準の考え方と対応

補助金設置・評価基準への適合状況を検証するにあたっては、以下のとおりとします。

① 公益性

ア 補助事業の目的・補助内容、期待される効果は明確か

補助金交付要綱に補助事業の目的、補助内容、期待される効果が明記されているかを確認します。

明記されていない場合は、補助金要綱を見直します。

イ 同種の事業・活動を行っていないながら、一方では補助金の交付を受けていない団体等が複数存在し、公平性に問題がないか

同種の事業・活動を行っている団体等が複数存在する場合、補助制度の周知が適切にされているか、特定の団体にのみ補助金を交付していないかを確認します。

ウ 本来行政が行うべき事業を団体等に行わせ、補助金として支出していないか

本来、委託料とすべき事業を補助金事業として交付していないかを確認し、補助金の性質に反する場合は、補助事業の見直し、または委託への変更を検討します。

②必要性

ア 交付先団体の決算において、余剰金が補助金額を超えていないか

毎年度の補助金額以上の繰越金、積立金等がある場合は、補助金を減額、または休止します。

イ 現在の社会経済情勢に照らして、実施の必要性や補助事業に対する社会的ニーズはあるか

過去3年間交付実績がない場合は、補助金を廃止します。また、補助の目的及び補助内容が類似（重複）しているものが庁内にある場合は、部（課）を超えて統合を検討します。

なお、国・県の補助制度が廃止された（又は、廃止される見込である）場合において、市独自で補助を継続する場合は、財政面も含め慎重に検討する必要があることから、政策決定のための審議を行うこととします。

③有効性

ア 団体運営費補助金ではなく、事業費補助金か

補助金は、本来、市民や団体の自主的な事業を支援するためのものですが、団体運営費補助金は、補助対象事業が明確でなく、補助による効果がわかりにくい傾向があることから、原則として事業費補助金に移行します。

なお、制度的に設立が求められる団体で、運営費補助金の必要がある場合は、その理由を明確にします。

イ 補助金交付要綱に終期を明示しているか

補助金が長期化・固定化することで、目的や効果があいまいにならないよう、原則、5年ごとに見直しを行うこととし、補助金交付要綱に終期を明示（P8）します。

なお、終期までに補助金の見直しを行った場合は、見直しを行った年度の翌年度から起算して5年後の属する年度末までとします。

【見直し規定の例】

終期（要綱の見直し）が令和5年3月31日までの場合

新要綱の施行日：令和4年10月1日 → 終期：令和10年3月31日

※補助金交付要綱に定める見直し規定は、終期まで補助金の支出を担保するという意味ではありません。

④透明性

ア 補助金交付を受ける団体が、他の団体へ補助金を支出（再補助）していないか事業実施状況を把握しにくいことから、原則として直接補助へ切り替えます。

なお、再補助を行うことのメリットや必要性がある場合は、その理由を明確にします。

イ 補助対象経費に占める補助金の割合が2分の1以内か

補助率については、補助事業の実施主体が補助交付先であることや、官民の役割分担の観点などからも、原則として2分の1以内とします。2分の1を超える場合は、補助金の見直しを行います。

なお、2分の1を超える補助率を適用しなければ補助目的を十分に実現できない場合は、その理由を明確にします。

【補助率2分の1超を認める例】

- ・ 交付先団体が自主財源に乏しく、かつ補助事業の実施が市にとって必要不可欠である場合
- ・ 市民の生活環境の維持確保のため、必要不可欠である場合
- ・ 他市の類似の補助金等の状況を勘案し、2分の1を超える妥当性がある場合 など

ウ 市の総合振興計画に掲げる施策との整合性が図れているか

補助金は、市の総合振興計画を推進するために設置するものであり、各施策に基づいた制度設計であることが求められます。市の総合振興計画に掲げる施策との整合性が図られていない場合は、補助事業の見直しや補助金の廃止を検討します。

エ 補助金交付要綱において補助対象外経費を設定しているか、又は、補助対象経費を明確に設定しているか

補助対象経費は、補助事業の実施に必要な経費に限るものとし、公益的な事業に結びつかない経費は、可能な限り補助対象経費から除外します。

なお、補助対象経費が限定されている場合（例：〇〇検診費用、〇〇検定料等）や、補助対象外経費の支出の余地がない場合は改めて設定する必要はありません。

【補助対象外経費の例】

飲食費、懇親会費、慰労的な研修費、実績報告のない研修費、慶弔費、上部・他団体への負担金・分担金、運営安定のための積立金、その他特定目的のための積立金 など

オ 補助金の支出使途を詳細に把握しているか

補助金の支出使途は、交付先からの実績報告書により確認します。特に、団体運営費補助金の場合は、補助金が補助対象外経費に充当されていないかを確認します。

カ 市担当課が交付先団体の事務局を担当していないか

市が交付先団体の事務局を担うことは、団体の自主自立を阻害するだけでなく、役割分担が不明確となることから、団体の事務局は団体自身が担うことを基本とします。

なお、制度的に設立が求められる団体で、市が事務局を担う必要性がある場合は、その理由を明確にした上で、団体の事務を行う旨を行政組織規則に明記します。(例：団体事務に関すること等)

3 情報公開について

補助金評価結果は、春日部市行政改革審議会に報告するとともに、市公式ホームページで毎年度公表します。

※補助金行政評価シートは、P 9～10 のとおりです。

4 補助金ガイドラインの改訂について

本ガイドラインについては、今後の社会情勢に応じて、適宜見直します。

(参考1) 見直し規定の設定例

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

(春日部市〇〇〇〇〇補助金交付要綱の廃止)

2 春日部市〇〇〇〇〇補助金交付要綱（〇〇年〇〇月〇〇日制定）は、廃止する。

(要綱の見直し)

3 市長は、補助金支出の効果の検証を毎年度行うものとし、その結果に基づいて〇〇年3月31日までに要綱の制定改廃その他必要な措置を講ずるものとする。

(参考2) 補助金行政評価シート【表面】

(1) 補助事業の概要						
補助金名						
補助金区分			事務局 (団体運営費補助金のみ)			
担当部課	部等			課等	担当	
総合振興計画での位置づけ	施策番号					
施策名						
交付開始年度等		年度	見直し年度		年度	
補助事業の目的・効果						
補助内容	<input type="checkbox"/> 定率補助					
	<input type="checkbox"/> 定額補助					
補助対象者(団体)						
補助対象経費						
補助対象外経費の設置						
補助金の支出使途の把握方法	<input type="checkbox"/> 領収書	<input type="checkbox"/> 契約書	<input type="checkbox"/> 決算書			
	<input type="checkbox"/> その他					
補助金額等		年度	年度	年度	年度	年度
	実績値					
	執行率					
	予算額(千円)					
	決算額(千円)					
(2) 担当課による今後の方向性						
今年度の評価						
今後の方向性			【①拡充、②見直しの上、拡充、③継続、④廃止】から選択			
補助制度の変更点等						

※補助金交付要綱の変更があった場合に記載

補助金行政評価シート【裏面】

(3) 補助金設置・評価基準による評価				
	補助金設置・評価基準		チェック	理由 (「いいえ」と回答した場合のみ記入)
公益性	ア	補助事業の目的・補助内容、期待される効果は明確か	はい/ いいえ	
	イ	同種の事業・活動を行っていないながら、一方では補助金の交付を受けていない団体等が複数存在し、公平性に問題がないか	はい/ いいえ	
	ウ	本来行政が行うべき事業を団体等に行わせ、補助金として支出していないか	はい/ いいえ	
必要性	ア	交付先団体の決算において、余剰金が補助金額を超えていないか	はい/ いいえ	
	イ	現在の社会経済情勢に照らして、実施の必要性や補助事業に対する社会的ニーズはあるか	はい/ いいえ	
有効性	ア	団体運営費補助金ではなく、事業費補助金か	はい/ いいえ	
	イ	補助金交付要綱に終期を明示しているか	はい/ いいえ	
透明性	ア	補助金交付を受ける団体が、他の団体へ補助金を支出（再補助）していないか	はい/ いいえ	
	イ	補助対象経費に占める補助金の割合が2分の1以内か	はい/ いいえ	
	ウ	市の総合振興計画に掲げる施策との整合性が図れているか	はい/ いいえ	
	エ	補助金交付要綱において補助対象外経費を設定しているか、又は、補助対象経費を明確に設定しているか	はい/ いいえ	
	オ	補助金の支出用途を詳細に把握しているか	はい/ いいえ	
	カ	市担当課が交付先団体の事務局を担当していないか	はい/ いいえ	